

消費者支援ネット

# ニュースレター

〒400-0032  
甲府市中央 4-3-19 桜商事ビル 3階  
電話・FAX 055-269-7771  
Mail [info@yamanashi-csnet.jp](mailto:info@yamanashi-csnet.jp)  
<http://www.yamanashi-csnet.jp/>

やまなし消費者支援ネットは、山梨県内で初めて、  
全国で25番目に適格消費者団体に認定されました！

2023年8月3日付けで、国からの適格消費者団体の認定を受けました。

認定団体になると、事業者の不当な行為に対して差し止め請求訴訟を起こすことができるようになり、より広く消費者被害を防止することができます。

8月16日、消費者庁大臣室で、内閣総理大臣名の認定書を新井ゆたか消費者庁長官より受け取りました。



◇写真：新井長官と花輪理事長が  
「内閣総理大臣・岸田文雄」と  
記載された認定書を持っています。

左から

黒木理恵消費者制度課長

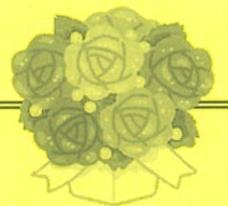
植田広信審議官

新井ゆたか消費者庁長官

花輪仁士理事長（やまなし消費者支援ネット）

關野文士副理事長（同上）

大塩祐治副理事長（同上）



## 理事長あいさつ

当法人は、消費者の被害の予防、救済を図るために平成27年7月に設立され、これまで適格消費者団体としての認定を目指して活動を続けていました。

今回の認定に至るまでには、活動内容に関する問題のほか、定款や業務規程、事務所の移転、組織体制や保有財産等についても多くの解決しなければならない課題がありました。令和元年には一度目の適格認定申請を行いましたが取り下げざるを得ない状況となり、その後、改めて様々な整理を行った上で今回の申請を行い、認定へとこぎ着けられました。

しかし、適格認定はゴールではなく、やっとスタート地点に立ったにすぎません。これから、消費者法に基づく申し入れ活動を行うことができる適格消費者団体としての活動の本番となります。

これまで以上に充実した活動を行うことができるよう、引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

適格消費者団体 特定非営利活動法人 やまなし消費者支援ネット 理事長 花輪仁士

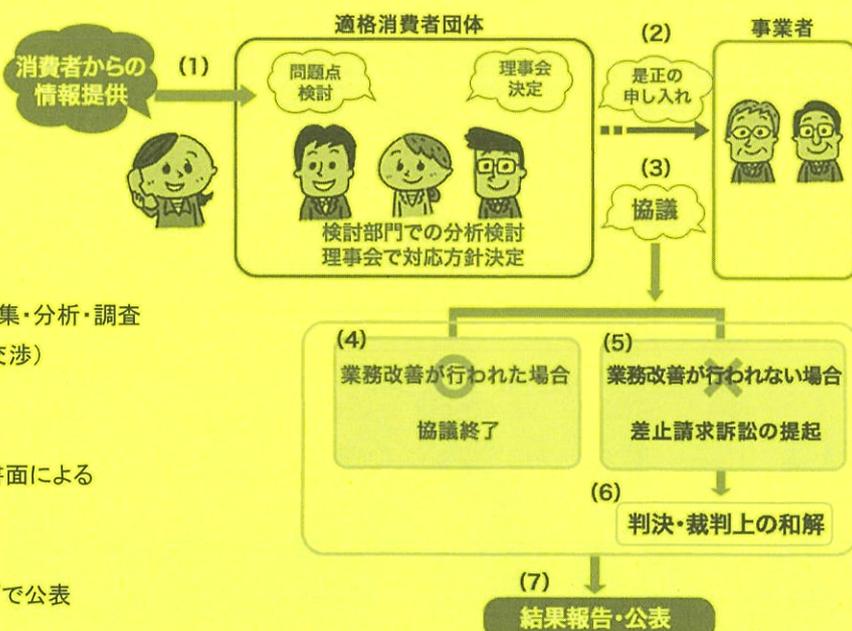
## 【適格消費者団体ができること】

適格消費者団体としての認定を受けたことにより、「当法人の何が変わるのか」について説明させていただきます。端的に言えば、事業者による不当な規約や不当な勧誘行為などについて、消費者トラブルの被害者である消費者個人に代わって、当該不当行為の差止請求訴訟を起こすことができるようになりました。この訴訟を起こすことができるというのが重要となります。

普通、裁判は、被害を受けた本人が相手を訴えるのが原則ですが、消費者が事業者に対して被害を受けた場合、少額の被害回復の場合だと訴訟にかかる費用や労力に見合わないといった関係から、消費者として何もできない結果、一般消費者にとって不利益な状態が野放しになってしまいます。そこで、このような不当な事業者による被害とその拡大を防ぐため、個人よりも交渉力、情報力のある団体が訴訟を起こすことが重要となります。

適格の認定を受ける前の当法人の力では、消費者契約法に違反するような規約や、景表法に違反するような広告を使用している事業者に対し、修正や削除を要請することしかできず、当団体からの申入れを拒否する事業者に対してはそれ以上何もできない状態でした。

これからは、差止請求訴訟を提起することにより、裁判で勝訴すれば、強制的に不当規約や不当広告を削除させることができるようになります。（副理事長 關野文士）



### 差し止め請求の流れ

- (1) 消費者からの情報提供などにより被害情報を収集・分析・調査
- (2) 事業者に対し、業務改善を申し入れ(裁判外の交渉)
- (3) 団体と事業者で協議
- (4) (交渉成立の場合)事業者による業務改善
- (5) (交渉不成立の場合)事業者に対し、提訴前の書面による事前請求をした上、裁判所へ訴え提起
- (6) 判決、または裁判上の和解
- (7) 結果の概要について、消費者庁ウェブサイトなどで公表

※出典：政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html>

### ★消費者被害、トラブル なんでも110番★

弁護士無料相談会を開催します。

10月21日(土) 10:30~15:00

場所：ユーコープやまなし県本部（甲府市落合町59-2）  
おうちCO-OP甲府センター2階

※電話相談も受け付けます。お気軽にご相談ください！

TEL：055-269-7771



情報を  
お寄せください！

身近な消費者トラブルの被害情報の提供をお願いします。チラシや広告の疑問や、不審な情報をお寄せください。詳しくはホームページをご覧ください。「やまなし消費者支援ネット」で検索できます。

### ★消費者講座を開催します★

10月24日(火) 午前10:30~12:00

「販売者の不当な行為を是正する

適格消費者団体って？」

講師：花輪仁士（理事長・弁護士）

オンライン開催です。申し込みは⇒



### 会員加入のお願い

消費者被害をなくす活動のために、会員になっていただける方を募集しています。この活動を進めていくために、より多くの方に支えていただく必要があります。会員の皆様も、お友達、お知り合いの方がいらっしゃいましたら是非ご紹介下さい。皆でやまなし消費者支援ネットの輪を広げましょう！

